

# 重要事項説明書

## 事業者概要

事業所名	指定居宅介護支援事業者 黒埼病院	法人名	医療法人社団 晴和会
所在地	新潟市西区黒鳥 2 3 3 9 番地 1	電話番号	025-378-0875
県指定 年月日	平成14年10月1日 (居宅介護支援 ; 介護保険事業所番号1570102341)		
事業の 目的	病気や怪我などにより家庭において要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づいた居宅サービス計画を行います。 この事業は、介護保険法等の基本理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復、日常生活の援助を図るとともに、在宅介護を推進し、快適な在宅生活が継続できる支援の提供を目的とします。		
運営の 方針	①居宅介護支援事業所を、他の事業から独立して位置付け、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施します。 ②事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、各保険医療機関、関係市町村などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的な支援の提供に努めます。 ③事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供できる指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。		
通常事業の実施地域	新潟市全域		
介護支援専門員数	4人		
使用する課題分析票	MDS・HC 等		
お宅に伺うおおむねの頻度	月に1回程度		

## 1 提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスの内容は、居宅介護支援です。

「居宅介護支援」とは、介護保険法に定める介護サービスを提供するに先立って、あなたの心身の状況を把握し、その結果とあなたの希望に基づいて、あなたができるだけ自立した生活を送ることができるよう、介護サービスを提供するための計画（居宅サービス計画）を作成し、この計画にしたがって、現実に適切かつ滞りなくサービスが提供できるよう、介護サービスを提供する事業者と連絡や調整を行うとともに、これらの経過を継続的に管理する業務をいいます。

具体的には、次あげる業務を行います。

### 【業務の概要】

- (1) あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により調査します。
- (2) (1)で調査した結果と、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、あなたに介護サービスを適切に提供するための計画（居宅サービス計画）をお作りします。
- (3) その際、あなたは複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、居宅サービス事業所を居宅サービス計画内に位置づけた理由を求めることも可能です。
- (4) 介護サービスの提供の状況や、あなたの心身の状態、ご家族の環境について、居宅サービス計画作成後も、継続的に把握・管理します。
- (5) 当事業所のみならず、介護サービスを提供するそのほかの事業者についての相談・苦情の窓口となり、問題を解決します。
- (6) あなたの要介護認定の申請についてお手伝いします。
- (7) あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

なお、居宅介護支援をあなたに提供するにあたっては、事業者として次の事項を守ります。

## 【業務取扱い方針】

- (1) あなたの心身の状況やご家庭の環境を踏まえ、あなた自身の選択に基づいて、適切な介護サービスが、様々な事業者から総合的・効率的に提供されるように、努力いたします。また、医療との連携を密に行います。
- (2) 居宅介護支援の提供にあたっては、あなたの意思と人格を尊重することにより、常に利用者の立場に立つとともに、提供されるサービスが特定の事業者に偏ることなく、公正中立を原則といたします。利用状況は別紙のとおりです。
- (3) 居宅介護支援は、あなたの心身の状態がよりよくなるように（軽減の観点）、悪化しないように（悪化防止の観点）、そして要介護状態にならないように（予防の観点）することを目的として提供いたします。
- (4) 居宅介護支援があなたの生活の全体的な支援となるよう、居宅サービス計画の作成後も、常にあなたやあなたの家族、サービスを提供する事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、あなたの心身の状況の変化に応じて臨機応変に居宅サービス計画の見直しを行うこととします。
- (5) あなたからサービス計画の実施状況、その他の説明を受けたいとの申し出があれば、いつでも説明いたします。
- (6) 居宅介護支援の提供に際しては常に真摯な態度で臨み、あなたからの相談や苦情については、事業を実施するうえでの糧として真剣に受け止め、常に居宅介護支援事業者としての資質の向上に努めます。

## 2 担当及び職務内容・営業日・営業時間

あなたを担当する介護支援専門員及びその管理者は次の者です。

管理者	歯科衛生士（ケアマネジャー資格保有）
担当	介護支援専門員（ケアマネジャー）

### 【職務内容】

- ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）

利用者の選択に基づいた居宅介護支援を実施します。

- ・ 管理者

所属職員を指揮監督し、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行います。

### 【営業日・営業時間】

- ・ 営業日

月曜日から金曜日までです。

ただし、祝日（国民の休日及び振替休日を含む）、お盆（8/13～8/15）、年末年始（12/31～1/3）を除きます。

- ・ 営業時間

8時45分から17時45分までです。

## 3 事故発生時の対応方法

あなたに対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかにあなたの家族、新潟市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

#### 4 苦情解決の体制及び手順

(1) 当事業所のサービスに関する相談・苦情等は、お気軽に下記までお申し出ください。

##### 当事業所の窓口

指定居宅介護支援事業者 黒埼病院	
電話番号	025-378-0875
受付時間	月曜日～金曜日、8:45～17:45 ただし、祝日（国民の休日及び振替休日を含む）、お盆（8/13～8/15）、年末年始（12/31～1/3）を除きます。

##### 新潟市等の窓口

新潟市西区役所 健康福祉課 高齢介護係	025-264-7330
新潟市 介護保険課 介護給付認定審査係	025-226-1273
新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室	025-285-3022

(2) 相談・苦情等に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情等があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
- ② 把握した状況の検討を行い、対応を決定します。
- ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ経過や結果を連絡します。

## 5 利用者負担金

### (1) 居宅介護支援費

事業者が、介護保険から居宅介護支援費に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の負担金はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が法定代理受領することが出来ない場合は、下記の単位数に10.21円を乗じて得た額の全額を一旦お支払いください。

#### ①基本料金

居宅介護支援費（Ⅰ）・・・1人当たりの取扱件数が45件未満の部分	
要介護1・2	1,086単位/月
要介護3・4・5	1,411単位/月
居宅介護支援費（Ⅱ）・・・1人当たりの取扱件数が45件以上60件未満の部分	
要介護1・2	544単位/月
要介護3・4・5	704単位/月
居宅介護支援費（Ⅲ）・・・1人当たりの取扱件数が60件以上の部分	
要介護1・2	326単位/月
要介護3・4・5	422単位/月

#### ②特定事業所集中減算 …… 所定単位数から200単位/月を減算

- ・ 正当な理由なく、特定事業所の割合が80%を超える場合

#### ③加算料金

初回加算	・ 新規に居宅サービス計画を策定する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合 ・ 要介護状態区分が2段階区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合
	300単位/月
入院時情報連携加算(Ⅰ)	・ 入院後3日以内に医療機関に対し情報提供を行った場合
	250単位/月

入院時情報連携加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院後7日以内に医療機関に対し情報提供を行った場合</li> </ul>	
	200単位/月	
退院・退所加算	<p>退院・退所後に居宅サービス等を利用する際、退院・退所にあたり医療機関等の職員と面談し情報提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等利用に関する調整を行った場合 (入院・入所中期間中につき1回を限度とする)</p>	
	カンファレンス参加あり	カンファレンス以外の方法
	連携1回 600単位/回	連携1回 450単位/回
	連携2回 750単位/回	連携2回 600単位/回
	連携3回 900単位/回	—
通院時情報連携加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者1人につき、月1回の算定を限度とする</li> <li>・利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師、歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境の必要な情報提供を行い、医師、歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合</li> </ul>	
	50単位/月	
緊急時等 居宅カンファレンス 加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院・診療所の求めにより、当該病院・診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行った場合(月2回を限度とする)</li> </ul>	
	200単位/回	
特定事業所加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高いケアマネジメントを実施し、中重度の利用者や支援困難なケースに対応できるよう、主任介護支援専門員を1名以上配置し、24時間の相談対応体制を確保するとともに、介護支援専門員に対して計画的な研修を実施しています。また、他法人と共同で事例検討会を実施し、介護支援専門員1人当たりの担当件数を45名未満に抑えています。さらに、地域包括支援センターからの紹介事例を含む支援困難ケースにも対応しています。</li> </ul>	
	421単位/月	

## (2) 交通費

当事業所は、交通費はいたしません。

## 6 個人情報の使用に係る同意

あなた及びあなたの家族の個人情報については、次に定める条件で、必要最小限の範囲内で使用しますが、その同意については契約締結をもってなされたものとします。

### (1) 使用する目的

- ①あなたに関わる居宅サービス計画を立案するためのサービス担当者会議での情報提供
- ②介護支援専門員と居宅サービス計画に位置づけられたサービス事業者、地域包括支援センター、主治医、保険者との連絡調整において必要になった場合

### (2) 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと
- ②個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録しておくこと

## 7 キャンセル料

あなたがこのサービスの利用をやめたい場合や一時的に中断したい場合、お手数ですが事前に担当者までご連絡ください。

(連絡先) 電話番号 025-378-0875

あなたがこのサービスの利用をキャンセルしてもキャンセル料はいたしません。ただし、このサービスだけでなく、他の居宅サービスをキャンセルしようとするときは、別にキャンセル料を徴収される場合があります。詳しくは担当の介護支援専門員にお尋ねください。

8 サービスの利用にあたってあなたが注意すべきこと

- (1) あなたの希望によりこの契約を解約することはいつでもできますが、事業者の業務の関係から、できる限り早めにご連絡ください。
- (2) 私たちの作成した居宅サービス計画にないサービスを利用する場合や、居宅サービス計画に盛り込んだサービスを利用しない場合は、あなたの負担が大きくなる可能性がありますので、できる限り早めにご連絡ください。
- (3) 私たちの提供するサービスだけでなく、他の居宅サービスについて苦情や相談があれば、遠慮なくお申し出ください。
- (4) 作成した計画どおりにサービスが提供されるには、あなた自身のご協力が欠かせません。当事業所や、そのほかのサービス事業者からの説明や注意をよく理解し、できる限り従うようにしてください。